## 防火基準適合表示要綱

(目的)

第1条 ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み,防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め,防火管理業務の適正化および消防用設備等の設置,維持管理等を促進するとともに,重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について,その情報を利用者等に提供し,防火安全体制の確立を図るため「表示」を行うものとする。

(表示対象物)

- 第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示(以下「表示」という。)をすることができる防火対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(5)項イおよび同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8 条の適用があるもの
  - (2) 防火対象物の地階を除く階数が 2 以上のもの (表示基準および審査)
- 第3条 表示基準は別記のとおりとする。
- 2 表示基準の審査においては、法に定める防火対象物(防災管理)定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築 基準法に定める定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする。
- 3 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。 (表示マークの交付)
- 第4条 消防長は、ホテル・旅館等の関係者(以下「関係者」という。) からの申請により、別記表示基準に基づく審査により、その申請に係 る防火対象物が次の各号に掲げる事項に該当すると認める場合(第2

項に定める場合を除く。)には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図に定める「表示マーク(銀)」を交付するものとする。ただし、第2号に該当する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

- (1) 表示基準に適合していると認められる場合
- (2) 表示マーク(銀)が交付されており、交付日から1年が経過する前に更新申請され、表示基準に適合していると認められる場合
- 2 消防長は、関係者からの申請により、その申請に係る防火対象物に ついて次の各号に掲げる事項に該当すると認められる場合には、関係 者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知する とともに、別図に定める「表示マーク(金)」を交付するものとする。 ただし、第2号に該当する場合は、適合している旨の通知のみを行う ものとする。
  - (1) 表示マーク(銀)が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合
  - (2) 表示マーク(金)が交付されており、交付日から3年が経過する前に更新申請され、表示基準に適合していると認められる場合 (表示マークの掲出)
- 第5条 前条により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

(表示マークの掲出の中止)

- 第5条の2 消防長は、表示マークが交付されている防火対象物が表示 基準に不適合状態であることが判明した場合は、当該関係者に対して 表示マークの掲出およびホームページ等での使用の中止を求めるもの とする。
- 2 消防長は、表示マークが交付されている防火対象物で火災が発生した場合は、火災原因等に関わらず表示マークの掲出およびホームページ等での使用の中止を求めるものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、消防長が必要と認めた場合は、当該関

係者に表示マークの掲出およびホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

4 消防長は、第7条第2項に該当しないと認める場合は、表示マーク の再掲出およびホームページ等での使用再開を認めるものとする。

(表示マークの有効期間)

第6条 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク(銀)」は 1年間、「表示マーク(金)」は3年間とする。

(表示マークの返還)

- 第7条 表示マークの有効期間が満了し、交付(更新)申請を行わない場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。
- 2 表示マークの有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。なお、表示マークを返還させる際には、消防長は、その理由を附記した文書により、関係者に通知するものとする。
- (1)表示マークの交付を受けた者がホテル・旅館等の管理について権 原を有しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合
- (3) 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合していないことが判明し、是正措置が講じられない場合
- (4) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、 表示基準への適合性の調査の結果、関係者の責に帰する事由として、次 に掲げる事実が確認された場合

ア 火災予防上、相当の注意義務を怠ったために火災が発生したもの

イ 関係者の防火管理業務不履行に起因して被害が拡大したと認め られるもの

ウ 通報の遅れ等防火管理上必要な初動措置(初期消火,通報,避 難誘導)において不備が認められるもの

(5) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マ

ークの電子データを無断で転用した場合

(表示マークの再交付)

第8条 前条の規定(第1号を除く。)により表示マークを返還させた 防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請 され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、 返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク(銀)を再交付するも のとする。

なお,この場合,表示マークの返還の理由となった違反等の内容に 応じて十分な確認期間を確保すること。

(表示対象外施設)

第9条 消防長は,第2条に規定するホテル・旅館以外の関係者から「表示制度対象外施設」であることの通知の交付の申請があった場合, 当該対象物が表示基準に適合していることを確認した上で,通知を行う ものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防火対象物に係る表示制度の実施について必要な事項は消防長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 函館市自主点検報告表示要領 (平成15年8月27日制定) は廃止する。

附則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



表示マーク (金)



表示マーク (銀)

## 備考

- 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの(消防本部名を除く。)にあっては、それぞれ金色・銀色とする。

## 表示基準

# 第1 点検項目

表示にあたっての点検項目は,次に掲げる項目とする。

点検項目	
防火管理等	防火対象物の点検および報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防炎対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検および報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等	消防用設備等および特殊消防用設備等の設置および維持等
	消防用設備等の点検報告
製造所等	
建築構造等	定期調査報告
	定期検査報告(防火設備に係る定期検査の対象となる防火設備
	を有する防火対象物に限る。)
	建築構造等(建築構造・防火区画・階段)
	避難施設等

## 第2 判定基準

次に掲げる事項のうち該当するものについて、法に基づく各種届出、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)に基づく届出、函館市火災予防条例(昭和48年函館市条例第18号。以下「条例」という。)に基づく届出等により確認し、適合状況を判定するものとする。

なお,各種届出等により適合状況を判定することが難しい事項については,査察対象物台帳(函館市火災予防査察規程(函館市消防本部訓令第8号)第39条に定める査察対象物台帳をいう。)を活用するほか,必要に応じて現地確認を実施することにより判定するものとする。

### 1 防火管理等

## (1) 防火対象物の点検および報告

法第8条の2の2の規定により点検および報告が行われていること。または、法第8条の2の3の規定により点検および報告の特例の認定がされていること。

なお、その管理について権原が分かれている防火対象物について は、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。

#### (2) 防火管理者等の届出

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第3条第1項および第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任(解任)の届出、防火管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。

## (3) 自衛消防組織の届出

令第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、法第8条の 2の5第2項に規定する自衛消防組織設置(変更)の届出がされて いること。

## (4) 防火管理に係る消防計画

防火管理に係る消防計画に基づき,次に掲げる事項が適切に行われていること。

- ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担および指揮命令系統に関する事項
- イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査および当該自主検 査の結果に基づく措置に関する事項
- ウ 消防用設備等または特殊消防用設備等の点検および整備ならび に当該点検の結果に基づく措置に関する事項
- エ 避難施設の点検および維持管理ならびに避難経路図の掲示その 他の避難施設の案内に関する事項
- オ 防火上の構造の点検および維持管理に関する事項
- カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
- キ 防火管理上必要な教育に関する事項
- ク 消火,通報および避難の訓練の実施に関する事項
- ケ 火災, 地震その他の災害が発生した場合における消火活動, 通 報連絡および避難誘導に関する事項
- コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項
- サ 増築,改築,移転,修繕または模様替えの工事中の防火対象物 における防火管理者またはその補助者の立会いその他火気の使用 または取扱いの監督に関する事項
- シ アからサに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項
- ス 令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる 防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置 防火対象物の用途に供される部分に限る。セにおいて同じ。)に あっては、次に掲げる事項
  - (ア) 火災の初期の段階における消火活動,消防機関への通報, 在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のため に必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領 に関する事項
  - (4) 自衛消防組織の要員に対する教育および訓練に関する事項
  - (ウ) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- セ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防

火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自 衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項

- (ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置および運営に関する事項
- (イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
- (ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項
- (エ) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項
- ソ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者(所有者,管理者または占有者をいう。以下同じ。)および関係者に雇用されている者(当該防火対象物で勤務している者に限る。)以外の者に委託されている防火対象物にあっては,防火管理上必要な業務の受託者の氏名および住所(法人にあっては,名称および主たる事務所の所在地)ならびに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲および方法に関する事項
- タ その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては, 当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項
- チ 消火および避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火および避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)
- (5) 統括防火管理者等の届出

法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任(解任)の届出,防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。

(6) 防火·避難施設等

法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、またはみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、またはみだりに存置されないように管理されていること。

(7) 防炎対象物品の使用

法第8条の3の規定により防炎対象物品が使用されていること。

また、当該防炎対象物品に法第8条の3第2項、第3項および第5項の規定に従って表示が付されていること。

- (8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱いの開始(廃止)届出 法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防または消 火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関 する政令(昭和34年9月26日政令第306号。以下「危政令」 という。)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、または取 り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合 を除く。)には、その旨の届出がされていること。
- (9) 火気使用設備·器具

法第9条に基づいて条例で定められた火を使用する設備等の位置, 構造および管理,火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に 関する制限等の基準に適合していること。

- 10 少量危険物・指定可燃物
  - ア 法第9条の4に基づいて条例で定める規定により、法第9条の 4に規定する指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」とい う。) および指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。
  - イ 少量危険物および指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う場所の 位置、構造および設備が、条例で定める規定により、設置され維 持管理されていること。
  - ウ 条例で定める規定により、火災の危険要因を把握するとともに、 当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置が講じられているこ と。
- (11) (1)から(10)に掲げるもののほか、法または法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準を満たしていること。

## 2 防災管理等

(1) 防災管理対象物の点検および報告

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規 定による点検および報告が行われていること。または、法第36条 第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検お よび報告の特例の認定がされていること。

なお、その管理について権原が分かれている防火対象物について は、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。

(2) 防災管理者等の届出

規則第51条の8第1項の届出および規則第51条の9において 準用する第3条の2第1項の規定により,防災管理者選任(解任) の届出書,防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされて いること。

(3) 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画に基づき,次に掲げる事項が適切に行われていること。

- ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担および指揮命令系統に関する事項
- イ 避難施設の点検および維持管理ならびに避難経路図の掲示その 他の避難施設の案内に関する事項
- ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
- エ 防災管理上必要な教育に関する事項
- オ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項
- カ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項
- キ オに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証および当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項
- ク アからキに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における 防災管理に関し必要な事項
- ケ 令第45条第1号に掲げる災害(以下この号において「地震」という。)による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項 (ア) 地震発生時における建築物その他の工作物および建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定および当該想定される被害に対する対策に関する事項

- (イ) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減の ための自主検査および当該自主検査の結果に基づく措置に関 する事項
- (ウ) 地震による被害の軽減のために必要な設備および資機材の 点検・整備ならびに当該点検の結果に基づく措置に関する事 項
- (エ) 地震発生時における家具、 代器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒および移動の防止のための措置に関する事項
- (オ) 地震発生時における通報連絡,避難誘導,救出,救護その 他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項
- (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項
- コ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項 として次に掲げる事項
  - (ア) 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡および避難誘導に関する事項
  - (イ) (ア)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令 第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な 事項
- サ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者 および関係者に雇用されている者(当該建築物その他の工作物で 勤務している者に限る。)以外の者に委託されている建築物その 他の工作物にあっては,防災管理上必要な業務の受託者の氏名お よび住所(法人にあっては,名称および主たる事務所の所在地) ならびに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲および方 法に関する事項
- シ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物に あっては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する 事項

- ス 避難訓練の実施回数に関する事項(当該訓練を実施する場合に おけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)
- (4) 統括防災管理者等の届出

法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、 統括防災管理者の選任(解任)の届出、建築物その他の工作物の全 体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。

#### 3 消防用設備等

- (1) 消防用設備等または特殊消防用設備等の設置および維持等 消防用設備等または特殊消防用設備等が、次に掲げるところによ り、法第17条、法第17条の2の5および法第17条の3ならび にこれらの規定に基づく命令および条例の規定に従って、設置およ び維持されていなければならないものとする。
  - ア 令第10条および条例第39条の規定により、消火器および簡 易消火用具が設置および維持されていること。
  - イ 令第11条の規定により、屋内消火栓設備が設置および維持されていること。
  - ウ 令第12条の規定により、スプリンクラー設備が設置および維持されていること。
  - エ 令第13条から令第18条の規定により、水噴霧消火設備、泡 消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備または粉 末消火設備が設置および維持されていること。
  - オ 令第19条および条例第40条の規定により、屋外消火栓設備が設置および維持されていること。
  - カ 令第20条の規定により、動力消防ポンプ設備が設置および維持されていること。
  - キ 令第21条および条例第41条の規定により、自動火災報知設備が設置および維持されていること。
  - ク 令第21条の2の規定により,ガス漏れ火災警報設備が設置お よび維持されていること。

- ケ 令第22条の規定により、漏電火災警報器が設置および維持されていること。
- コ 令第23条の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が 設置および維持されていること。
- サ 令第24条の規定により、非常警報器具または非常警報設備が設置および維持されていること。
- シ 令第25条および条例第42条の規定により、避難器具が設置 および維持されていること。
- ス 令第26条の規定により、誘導灯および誘導標識が設置および 維持されていること。
- セ 令第27条および条例第43条の規定により、消防用水が設置 および維持されていること。
- ソ 令第28条の規定により、排煙設備が設置および維持されていること。
- タ 令第28条の2の規定により,連結散水設備が設置および維持 されていること。
- チ 令第29条の規定により、連結送水管が設置および維持されていること。
- ツ 令第29条の2の規定により、非常コンセント設備が設置および維持されていること。
- テ 令第29条の3の規定により、無線通信補助設備が設置および 維持されていること。
- ト アからテの規定にかかわらず、令第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあっては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長または消防署長(以下「消防長等」という。)が認めた状況で設置および維持されていること。
- ナ アからトの規定にかかわらず,現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあっては,引き続き,同条の規定の適用

を消防長等が認めた状況で設置および維持されていること。

- ニ アからナの規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあっては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置および維持されていること。
- ヌ アから二の規定にかかわらず、法第17条の2の5の規定が適用される消防用設備等にあっては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置および維持されていること。
- ネ ヌに掲げるもののほか、法第17条の3の規定が適用される消防用設備等にあっては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置および維持されていること。
- ノ 法第17条の3の2の規定により,消防用設備等または特殊消防用設備等の設置の届出を行い,消防機関の検査を受けていること。
- (2) 消防用設備等の点検報告

法第17条の3の3の規定により、消防用設備等または特殊消防 用設備等の点検および報告がされていること。

### 4 製造所等

- (1) 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、または取り扱われていること。
- (2) 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造および設備が設置されていること。
- (3) 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。
- (4) 法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。
- (5) 法第11条第6項の規定により、譲渡または引渡の届出がされていること。
- (6) 法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量また は指定数量の倍数変更の届出がされていること。

- (7) 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造および設備が維持されていること。
- (8) 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
- (9) 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
- (10) 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により 危険物の取扱いが行われていないこと(甲種危険物取扱者または 乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。)。
- (11) 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する 危険物取扱者が保安講習を受講していること。
- (12) 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
- (13) 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予 防規程に定められた事項が適切に守られていること。
- (14) 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、および保存されていること。
- (15) 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されている こと。
- (16) (2)の規定にかかわらず、危政令第23条の規定が適用されている製造所等にあっては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置および維持されていること。

#### 5 建築構造等

(1) 定期調查報告

建基法第12条の規定に基づく定期報告が行われていること。

(2)定期検査報告

建基法第12条の規定に基づく防火設備に係る定期報告が行われていること。

(3) 建築構造等

次に掲げる事項が,現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものは除く。)していること。

#### ア 建築構造

主要構造部の構造不適がないこと。 (建基法第21条, 第27条, 第35条の3)

#### イ 防火区画

竪穴区画が設けられ、当該壁、床および防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。)第112条第11項、第16項、第17項、第19項(避難経路にあたらない昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。))

## ウ階段

必要な数の直通階段,避難階段および特別避難階段が設置され, その構造が適正であること。(建基令第120条,第121条, 第121条の2,第122条,第123条)

### (4) 避難施設等

次に掲げる事項が,現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものを含む。)していること。

- ア 屋根建基法第22条,第62条
- イ 外壁 建基法第23条~第25条
- ウ 非常用エレベーター 建基法第34条第2項(建基令第129 条の13の3)
- エ 排煙設備 建基法第35条(建基令第126条の2,第126条の3)
- オ 防煙壁 建基法第35条(建基令第126条の3)
- カ 非常用の照明装置 建基法第35条(建基令第126条の4, 第126条の5)
- キ 非常用の進入口等 建基法第35条(建基令第126条の6, 第126条の7)

- ク 壁 建基法第35条の2 (建基令第107条, 第107条の2, 第108条の3, 第112条, 第114条, 第128条の3の2, 第128条の4, 第129条の2の4)
- ケ 天井 建基法第35条の2 (建基令第112条, 第128条の 3の2~第128条の5)
- コ 床 建基法第36条(建基令第112条, 第129条の2の4)
- サ 特定防火設備および防火設備 建基法第36条, (建基令第 112条((2)に掲げるものを除く。), 第129条の2の4)
- 逆 避難施設 建基法第36条(通路(建基令第120条,第121条),廊下(建基令第119条),出入口(建基令第118条,第124条,第125条,第125条の2),屋上広場(建基令第126条),避難上有効なバルコニー(建基令第121条))
- ス 敷地内の通路 建基法第35条,(建基令第127条,第128条,第128条の2)